

大ホール、中ホール、楽屋等の利用料金（税込）

（ 単位：円 ）

施設名及び利用区分		利用区分 (利用時間帯)	午前9時 から 正午 まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後10時 まで	空調 維持費
大 ホ ー ル	入場料等を徴 収しないとき	平日	22,620	37,300	47,980	59,920	85,280	107,910	3,500
		土曜日 日曜日 休日	27,140	44,840	57,620	71,990	102,460	129,620	
	1,000円以下の 入場料等を徴収す るとき	平日	24,890	41,070	52,800	65,960	93,870	118,760	
		土曜日 日曜日 休日	29,790	49,340	63,380	79,140	112,720	142,520	
	1,000円を超え 3,000円以下の入 場料等を徴収する とき	平日	33,840	56,050	72,080	89,900	128,120	161,980	
		土曜日 日曜日 休日	40,630	67,260	86,430	107,890	153,690	194,330	
3,000円を超える 入場料等を徴収す るとき	平日	51,950	85,800	110,420	137,750	196,220	248,180		
	土曜日 日曜日 休日	62,320	102,980	132,520	165,300	235,510	297,830		
中 ホ ー ル	入場料等を徴収し ないとき	平日	14,040	23,150	29,860	37,200	53,010	67,060	1,570
		土曜日 日曜日 休日	16,870	27,870	35,830	44,740	63,700	80,580	
	1,000円以下の入 場料等を徴収する とき	平日	15,450	25,460	32,790	40,920	58,250	73,710	
		土曜日 日曜日 休日	18,480	30,590	39,390	49,070	69,980	88,460	
	1,000円を超え 3,000円以下の入 場料等を徴収する とき	平日	21,020	34,780	44,730	55,800	79,510	100,540	
		土曜日 日曜日 休日	25,260	41,800	53,740	67,060	95,540	120,810	
3,000円を超える 入場料等を徴収す るとき	平日	32,250	53,320	68,620	85,580	121,940	154,200		
	土曜日 日曜日 休日	38,750	64,010	82,240	102,760	146,250	185,010		
大楽屋			2,200	2,200	2,200	4,400	4,400	6,600	150
中楽屋（7室）			1,470	1,470	1,470	2,930	2,930	4,400	
小楽屋（4室）			940	940	940	1,890	1,890	2,830	
楽屋スタッフルーム			540	540	540	1,100	1,100	1,640	

## 備考

- 1 平日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。
- 2 入場料等とは、入場料、会費、入場整理費等名称にかかわらず入場することに関し徴収される入場の対価をいう（プログラム代金を含む）。
- 3 入場料等に段階を設けているときは、その最高額をもって、上表を適用する。
- 4 大ホール又は中ホールの利用者が会員制度により会員を招待するとき、その他指定管理者がこれらに類すると認めるときは、1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収するときの利用料金を徴収する。
- 5 大ホール又は中ホールの利用者が商品買上者に対し招待券を発行するとき、商品の広告、宣伝、販売その他の商業活動のために使用するとき、その他指定管理者がこれらに類すると認めるときは、3,000円を超える入場料等を徴収するときの利用料金を徴収する。
- 6 条例第9条のただし書の規定により、臨時に開館したときは、大ホール又は中ホールについては、土曜日、日曜日及び休日の利用料金を適用する。
- 7 指定管理者が特に必要があると認めるときは、上表に定める大ホール、中ホール、楽屋等の利用時間帯を超過して利用することができるものとし、この場合の利用料金は、1時間につき、次の各号に掲げる時間帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 午前6時から午前9時までの間に利用するときは、午前9時から正午までの利用料金の3割の額とする。
  - (2) 正午から午後1時までの間に利用するときは、午前9時から正午までの利用料金の3割の額とする。
  - (3) 午後5時から午後6時までの間に利用するときは、午後1時から午後5時までの利用料金の3割の額とする。
  - (4) 午後10時から翌日の午前6時までの間に利用するときは、午後6時から午後10時までの利用料金の3割の額とする。
- 8 リハーサル、練習又は舞台装置等の設置若しくは撤去のために大ホール又は中ホールを利用するときの利用料金は、上表に定める大ホール又は中ホールの額の5割の額とし、上表に定める空調維持費を加算して徴収する。
- 9 大ホール又は中ホールの利用において、主催者・舞台スタッフ共に人員を必要とせずステージのみを利用するときの利用料金の上限は、上表に定める大ホール又は中ホールの2割の額とし、上表に定める空調維持費を加算して徴収する。ただし、連日期日前申請（運用規程第4条第3項参照）をする場合、利用する初日にこの利用のみをすることはできない。
- 10 大ホールの客席の1階席のみを利用するときの利用料金は、上表に定める大ホールの7割の額とし、上表に定める空調維持費を加算して徴収する。
- 11 一日の利用で本番に伴うリハーサルと本番を同時に行うとき、一日の利用料金は別表第1に規定する本番の利用料金を適用する。ただし、同日に第9項（ステージのみ）を時間帯の区分で利用するときは、その時間帯の区分のみ第9項の利用料金を適用するものとする。また、第8項（リハーサル等）に伴い第9項の利用を時間帯の区分で利用するときも同様とする。
- 12 ホールの利用に伴わない場合の大楽屋を練習室として利用するときは、附属施設としての大楽屋の利用料金を徴収する。
- 13 大ホール又は中ホールの利用料金には、楽屋事務室、主催者事務室、親子室及び給湯室の利用を含む。
- 14 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。

大ホール、中ホール、楽屋等の附属設備利用料金（税込）

（単位：円）

区 分	品 名	単 位	利用料金
舞台設備	定式幕	1式	1,570
	オペラカーテン	1式	1,050
	引き割りカーテン	1式	1,050
	暗転幕	1枚	1,050
	紗幕	1枚	1,050
	スクリーン	1枚	1,050
	ジョーゼット幕	1式	1,050
	中ホリゾント幕	1枚	1,050
	大黒幕(バック幕)	1枚	1,050
	ホリゾント幕	1枚	1,050
	バトン	1本	100
	オーケストラ迫り	1式	6,280
	音響反射板(大ホール)	1式	6,280
	音響反射板(中ホール)	1式	4,190
	平台	1台	150
	開足/高足	1台	50
	箱馬	1台	50
	木台	1台	30
	蹴込	1枚	30
	所作台	1式	9,430
	花道所作台(変形含む。)	1式	1,250
	松羽目	1式	1,250
	日舞囀	1式	1,570
	鳥屋囀	1式	520
	金屏風	1双	1,570
	銀屏風	1双	1,570
	鳥の子屏風	1双	1,250
	浅黄幕	1枚	1,050
	背景幕/遠見	1枚	1,250
	振り落とし装置	1式	520
	雪かご	1個	210
	フェルト毛せん(大)	1枚	420
フェルト毛せん(小)	1枚	310	

	毛せん(大)	1枚	310
	毛せん(小)	1枚	210
	定敷(大)	1枚	210
	定敷(中)	1枚	150
	定敷(小)	1枚	100
	木支木	1本	50
	人形立	1台	50
	地絣	1枚	1,570
	パンチカーペット	1枚	210
	リノリューム	1枚	520
	指揮者台	1台	420
	指揮者用譜面台	1台	210
	演奏者用譜面台	1台	100
	譜面灯	1灯	100
	演奏者用椅子	1脚	80
	コントラバス奏者用椅子	1脚	100
	チェロ奏者用椅子	1脚	100
	ピアノ奏者用椅子	1脚	100
	演台セット	1式	630
	司会者台	1台	210
	めくり台	1台	100
	音響調整卓用机	1台	150
	国旗	1枚	100
	市旗	1枚	100
	ウエルネス旗	1枚	100
照明設備	ボーダーライト	1列	1,050
	フットライト	1列	520
	フットライト(花道用)	1列	420
	アッパーホリゾンライト(大ホール)	1列	3,140
	アッパーホリゾンライト(中ホール)	1列	2,090
	ローアホリゾンライト(大ホール)	1列	2,090
	ローアホリゾンライト(中ホール)	1列	1,570
	スポットライト(0. 5kw)	1台	210
	スポットライト(1. 0kw)	1台	310
	スポットライト(1. 5kw)	1台	420
	スポットライト(2. 0kw)	1台	520
	フロントサイドスポットライト	1台	310
	第1シーリングスポットライト(1. 5kw)	1台	420

	第2シーリングスポットライト(2. 0kw)	1台	520
	センターピンスポットライト	1台	1,050
	パーライト(0. 5kw)	1台	210
	パーライト(1. 0kw)	1台	310
	カッタースポットハロゲンライト	1台	310
	ミニブルーライト(0. 5kw×2灯)	1台	310
	ミニブルーライト(0. 5kw×9灯)	1台	1,050
	コンダクタースポットライト	1列	520
	マシンスポット(マシン・先球含む。)	1式	840
	エフェクトマシン	1式	1,050
	ストロボフラッシュ	1台	1,050
	波マシン	1台	520
	星球	1台	1,050
	ミラーボール	1台	1,050
	カラーチェンジャー	1式	1,570
	ドライアイスマシン	1台	1,050
	スモークマシン	1台	1,050
	移動型調光器	1式	520
	移動用ライトタワー	1台	520
	照明スタンド	1本	100
	照明ハイスタンド	1本	150
	ベースプレート	1枚	50
	カラーフィルター	1枚	210
	照明用直盤	1台	2,090
	送風機	1台	310
映像・音響設備	マイクロホン(コンデンサ型)[A]	1本	1,570
	マイクロホン(コンデンサ型)[B]	1本	630
	マイクロホン(コンデンサ型)[C]	1本	520
	マイクロホン(ダイナミック型)[A]	1本	310
	マイクロホン(ダイナミック型)[B]	1本	210
	マイクロホン(ダイナミック型)[C]	1本	100
	マイクロホン(ガンマイク)	1本	630
	マイクロホン(ワイヤレス)	1本	1,360
	ダイレクトボックス	1本	210
	マイクスタンド(床上型)	1本	100
	マイクスタンド(ブーム型)	1本	100
	マイクスタンド(卓上型)	1本	100
	三点式つりマイク装置	1式	1,050

	可搬型音響調整卓(中型アナログ)	1式	3,140
	可搬型音響調整卓(小型デジタル)	1式	3,140
	音響拡声装置(大ホール)	1式	5,240
	音響拡声装置(中ホール)	1式	4,190
	プロセニアムスピーカー(大ホール)	1式	2,090
	プロセニアムスピーカー(中ホール)	1式	1,570
	ステージスピーカー(大ホール)	1式	1,570
	ステージスピーカー(中ホール)	1式	1,050
	はね返りスピーカー	1式	520
	移動型スピーカー	1台	2,090
	DVDレコーダー	1台	840
	カセット式テープレコーダー	1台	520
	MDプレイヤー	1台	840
	CDプレイヤー	1台	520
	ライン入力設備	1回路	520
	映像システム	1式	10,480
楽器	ピアノ(外国産)	1台	9,430
	ピアノ(国産A)	1台	5,240
	ピアノ(電子)	1台	520
その他の設備	机	1台	100
	椅子	1脚	50
	ホワイトボード(C)	1台	100
	オーロラビジョン	1スポット	20,950
	乾燥機	1回	100
	洗濯機	1回	210
	シャワー室	1回	520
	持込器具	1キロワット	210
	アイロン	1台	150
	表彰盆	1台	150
	展示パネル	1台	100

#### 備考

- 1 条例別表第1号に掲げる施設の利用に伴い附属設備を利用した場合の利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までの利用時間帯ごとに、上表に定める額とする。
- 2 条例別表第1号に掲げる施設の利用に伴い、午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後10時までの利用時間帯において附属設備を利用した場合の利用料金は、上表に規定する額の2倍の額とし、午前9時から午後10時までの利用時間帯において附属設備を利用した場合の利用料金は、上表に規定する額とする。
- 3 前2項の場合において、利用時間帯を超過したときの利用料金は、1時間につき、上表に定める額の3割の額とする。
- 4 持込器具の利用料金は、定格消費電力の合計(定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、これを切り上げる。)に、上表に基づき指定管理者が定める利用料金を乗じて求めるものとする。
- 5 ピアノの調律費用は、利用者の負担とする。